



国 監 告 第 8 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき実施した随時監査に係る監査結果を、同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 5 年 4 月 26 日

国立市監査委員 庄 司 雅

国立市監査委員 青 木 淳 子

# 随時監査結果報告書

## 1 随時監査

### (1) 種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による監査

### (2) 概要

#### ① 実施期間

##### ア 事前調査

令和5年4月3日(月)から令和5年4月13日(木)まで

##### イ 実施

令和5年4月20日(木)

#### ② 対象部局

行政管理部総務課

### (3) 対象事項及び範囲

#### ① 対象事項

令和4年度国立市一般会計(歳出)

庁舎建物管理業務委託 2月分(3月20日支払分)

予算科目 02.01.07.12(01)

支出額 3,857,425円

#### ② 対象範囲

##### ア 財務に関する事務の執行等

##### イ 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

### (4) 手続き

① 実施通知 令和5年4月3日(月)

② 資料提出期限 令和5年4月11日(火)

③ 事前調査 事務局による調査(前記のとおり)

④ 実施 監査委員による監査(前記のとおり)

国立市監査基準に則り、先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

### (5) 監査の着眼点

#### ① 共通事項

ア 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ 予算の執行の手続きは、適正か。

ウ 決裁は、定められた手続きを経ているか。

#### ② 個別事項

ア 委託の相手方及び選定方法は、適切か。

イ 委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。

ウ 委託内容の履行確認は、適正に行われているか。

また、履行期限は、守られているか。

エ 委託料の支出は、適正な時期に行われているか。

(6) 結果

① 概 評

対象事項を監査した結果、良好であった。

② 個別事項

ア 指摘事項 なし

イ 要望事項 なし

以上